

「共済組合（健康保険）被扶養者の要件の確認【被扶養者申告書】」 必要添付書類一覧 注 1

該当被扶養者			共済組合被扶養者の要件の確認 被扶養者申告書の添付書類 ※共済組合の認定を受けている被扶養者についての確認 注2		
配偶者			・ 所得証明書	※収入の有無に関わらず必ず提出	
高校生以下			特になし（但し収入がある場合は 所得証明書 並びに 下欄該当書類 ）		
大学生 又は 高等専門学校生			・ 在学証明書（但し収入がある場合は 所得証明書 並びに 下欄該当書類 ） ※扶養手当の認定を受けていない被扶養者については、下欄「大学院生・専門学校生・看護学校生・予備校生 等」に準ずる		
大学院生・専門学校生・看護学校生・予備校生 等			・ 扶養の申立書（収入や他の扶養義務者の有無等、現状を詳しく記入） ・ 所得証明書 注3 ・ 在学証明書		
上記以外の18歳以上の被扶養者（両親も含む）			・ 扶養の申立書（収入や他の扶養義務者の有無等、現状を詳しく記入） ・ 所得証明書 注3		
就労できない被扶養者			・ 扶養の申立書（就労できない旨を詳しく記入） ・ 所得証明書 ・ 障害者手帳の写し 又は 医師の診断書		
扶養手当の認定要件を満たさず、かつ3親等以内の血族又は姻族にあたる被扶養者			・ 扶養の申立書（収入や他の扶養義務者の有無等、現状を詳しく記入） ・ 所得証明書 注3 ・ 被扶養者の住民票謄本 ・ 扶養状況申立書（ほかの扶養義務者がいる場合）		
上記要件に加えて・・・	日本国内に被扶養住所を有しない	1. 海外において留学をする学生	在学証明書、入学証明書等の写し		注5
		2. 海外に赴任する組合員に同行する被扶養者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し		
		3. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航する被扶養者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し		
		4. 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたもので2と同等とみとめられるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し		
		5. その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる被扶養者	※個別判断		
	給与収入のある被扶養者		・ 給与等証明書 又は 給与明細（前年9月～本年8月間の全て）の写し 注4 ※前年9月～本年8月間に給与収入がある被扶養者は要提出 ※前年9月1日以降に退職した場合は、 退職の日付が確認できる書類 も併せて提出 ・ 「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 ※別添参照：「年収の壁・支援強化」事業主の証明による扶養者認定について		
	（被扶養者ではない）収入のある配偶者 ※子の共同扶養者		・ 源泉徴収票の写し 又は 所得証明書の写し （収入の多寡が判断出来ない際は、組合員本人の所得証明書を依頼する場合あり）		
	公的年金収入のある被扶養者（年金基金を含む）		・ 年金振込通知の写し 又は 年金額改定通知書の写し ※本年6月以降に発行されたもの（紛失の場合、年金機構やそれぞれの共済組合等に再発行の申請が必要）		
	その他年金収入のある被扶養者（個人年金・企業年金等）		・ 最新の年金額が確認できる書類（振込通知書や支払額決定通知書等、年金の種類により異なる）		
	その他収入（営業・不動産所得等）のある被扶養者		・ 確定申告書（写） ・ 収支内訳書（写） 又は 青色申告決算書（写） 又はそれに代わる書類 ※前年9月～本年8月間に営業所得等がある被扶養者は要提出 但し、本年4月1日以降に認定された被扶養者については提出不要 ※前年9月1日以降に廃業した者は、廃業届の写しも要提出 ※所得税法上の必要経費とは必ずしも一致しない		
	職員と別居している被扶養者 ※扶養手当を受給している配偶者・子は不要		・ 通帳の写しや振込受領書（ATMの明細）の写し等、1年間（前年9月～本年8月間）の送金の事実（記録）が確認できる書類 ※住民票を移さず県外へ進学等の場合も、提出が必要 ※県内居住の被扶養者に生活費を手渡ししている場合は、引き出した金額がわかる通帳の写しや利用明細書等にマーカーし、説明を記入すること。		

注 1 上記以外にも、添付書類が必要となる場合があります。 ※住民票等（R5. 4. 1以降に国内居住確認がされていない被扶養者）

注 2 本年6月以降に共済組合の被扶養者認定手続きをおこなった被扶養者については、**所得証明書並びに年金振込通知の写しは提出不要**です。

注 3 本年3月まで高校生以下であった被扶養者について、扶養の申立書にて、前年まで高校生以下であったため収入がなかった旨を申し立ててもらえれば、所得証明書等は提出不要です。

注 4 所得証明書に給与収入が記載されている被扶養者について、**現在は恒常的收入を得ておらず、かつ所得証明書に記載されている給与収入の額が¥650,000未満の者**については給与等証明書又は給与明細の写しを添付する代わりに、源泉徴収票の写し又は扶養の申立書に給与を得た理由、時期、現在勤務していない旨等を記入提出頂いても構いません。

注 5 確認書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文（翻訳者の署名入り）を添付してください。